

第1回：京都議定書と京都メカニズム

1760年から1994年に至る間に大気中のCO₂濃度は280ppmvから約358ppmvにまで上昇。19世紀末以降、地球全体の平均気温が0.3～0.6度、海面は10～25cm上昇。また2100年までの気温上昇は1～3.5度、海面は50cm上昇すると予測されている（IPCC予測）。現在も年間62億トン（炭素換算）のCO₂が排出されている。

1994年、気候サミットと呼ばれた気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）で、温室効果ガス削減に向けた指針が合意され、1997年のCOP3で採択された京都議定書では数値目標のある先進国での温室効果ガス排出削減量（日本は-6%、1990年基準で2008-2012年間にCO₂換算で57億9600万トンの削減割り当量）が設定された。議定書発効には議定書締結国が55ヶ国以上、かつ締約先進国のCO₂排出量が先進国総排出量の55%を越えなければならない（現在段階では未発効）。この排出量削減の達成に向けて、「京都メカニズム」という市場原理を活用する施策が導入された。この中には、先進国間での事業実施による排出量の取得・移転である共同実施（JI）、先進国が途上国で行う排出削減事業による削減量入手するクリーン開発メカニズム（CDM）、そして先進国間での排出枠の取引である排出量取引（Emissions Trading）がある。

このうち、クリーン開発メカニズム（CDM）では、先進国と途上国との協同事業による植林、バイオマスや廃棄物利用によるメタンガス発電、また省エネルギー対策などが考えられている。ただし、CDMによる排出削減事業はCDM理事会による審査を経て認定されることが義務づけられている。この事業認定には計画策定、関係両国からの承認、事業登録、モニタリング、排出削減量のクレジットの発行と両国での配分などを行わなければならない。

CDM事業は、例えばこれまで未利用のまま廃棄されていた地域資源の有効利用を図ることによる新たなエネルギーの確保や荒廃地での植林による炭酸ガス固定と生育樹木の利用が可能であり、地域の生活改善や産業の育成にも貢献できる。これは、これまで我々が関与してきた資源管理、持続的開発、環境保全といったキーワードに立脚した地域開発と共通する方向性を持つのではなかろうか。また、途上国での事業実施は、協同作業を通じた技術移転としても貢献できる。これまで、個別プロジェクトでは地域ごとの環境問題や資源利用について捉えてきたが、今後の開発プロジェクトには温室効果ガス削減のような地球規模での視点も必然的に要求されて来よう。我々には、事業が地域のみならず地球規模の環境に与える影響やそれに対する評価を視野に入れざるを得ない状況まで地球は追い込まれているという認識が必要である。このような視点に立ち、今回はこれまで我々が関与したプロジェクトについて、温室効果ガス削減という側面から検討してみたい。



インドネシア・スマトラ島の焼畑地



スマトラ島・泥炭地に成立する森林